

○新潟県中東福祉事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 10 号

平成 28 年 3 月 1 日組合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 7 月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により任命権者が管理者に報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第 4 条 新潟県市町村総合事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）は毎年 7 月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第 5 条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 職員の不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第 6 条 管理者は、第 2 条及び第 4 条の規定による報告を受けたときは、毎年 10 月末までに、第 2 条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第 4 条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 7 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 関係市町の公告式条例で定める掲示場に掲示する方法
- (2) その他管理者が必要と認める方法

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度における平成27年度分の報告については、なお従前の例による。